令和7年度

大阪府機械·金属製品製造関連産業最低賃金専門部会

第4回 会議次第

令和7年10月2日(木)午後5時 (大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室)

- 1 開 会
- 2 議 事

大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定について

3 閉 会

令和7年10月2日

大阪労働局長 高橋 秀誠 殿

大阪地方最低賃金審議会 会 長 衣笠 葉子

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年7月14日付け大労発基0714第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の 決議によるものであることを申し添える。 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、 舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 大阪府の区域
- 2 適用する使用者
 - 前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) はん用機械器具製造業
 - (2) 生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業に限る。)
 - (3) 業務用機械器具製造業(事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業に限る。)
 - (4) 暖房·調理等装置、配管工事用附属品製造業
 - (5) 金属線製品製造業(ねじ類を除く)
 - (6) 船舶製造・修理業、舶用機関製造業
 - (7) (2)から(6)に掲げる産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (8) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)まで掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
 - 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間1,197円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和7年12月1日